

# 1. 現行制度の制定に係る経緯 (現行管理制度の制定前)

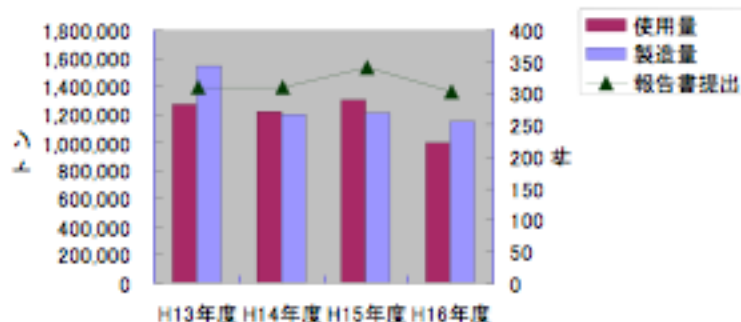
## 大阪府における化学物質対策(2)

### 「大阪府化学物質適正管理指針」による自主的取組の促進

- ① 施行時期 平成7年5月(府条例に基づき制定)
- ② 目的 大気中への排出の抑制
- ③ 対象物質 人の健康・生活環境に影響を生ずるおそれのある化学物質(123物質) ← **管理的手法を講ずべき物質**
- ④ 対象事業者 製造業で、一定量以上の管理物質を取扱う事業所
- ⑤ 事業者の責務 管理規定類の作成・報告、管理組織の整備、取扱量(使用量・製造量)の記録・報告、従業員教育、事故時の措置・報告など

化管法に先行した  
取り組み

管理物質の使用量・製造量及び報告書提出件数



使用量上位10物質とその量

